

議案第百十二号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の四」を「第二十四条の五」に改める。

第十四条の三中「及び第十九条の四」を「第十九条の四及び第十九条の五」に改め、同条第二号二中「及び第七十二条の三の二第一項」を「第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第十五条第一項中「附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「附則第三十五条の二の六第十五項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改める。

第十五条の八中「及び第十九条の四」を「第十九条の四及び第十九条の五」に改める。

第十五条の九中「及び第十九条の四」を「、第十九条の四及び第十九条の五」に改め、同条第二号口中「及び第七十二条の三の二第一項」を「、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項」に改める。

第十五条の十六中「及び第十九条の四」を「、第十九条の四及び第十九条の五」に改める。

第十六条中「第十九条の二」の下に「及び第十九条の五」を加え、同条第二号口中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の三第一項」を加える。

第十九条中「若しくは第十九条の四各号」を「、第十九条の四各号若しくは第十九条の五第一項各号」に改める。

第十九条の二第一号中「附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「附則第三十五条の二の六第十五項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改める。

第十九条の四の次に次の一条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第十九条の五 当該年度において、納付義務者の属する世帯内に出生被保険者（法施行令第二十九条の七第五項第八号に規定する出生被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この

項において同じ。）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第十五条の八、第十五条の十六及び第十六条の五に定める額を超える場合には、当該額）とする。

一 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第三十二条の十の二各号のいずれかに該当する場合には、出産の日。第二十四条の五第一項及び第二項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

三 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

四 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

五 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

六 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項に規定する所得割額及び被保険者均等割額に係る保険料額を決定する場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第二十四条の四第一項中「届書」を「届出書」に改め、同項第一号中「氏名」を「世帯主の氏名」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第二十四条の五 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を区長に提出しなければならない。

- 一 世帯主の氏名、住所及び生年月日
 - 二 出産被保険者の氏名、住所及び生年月日
 - 三 出産の予定日
 - 四 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - 五 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - 二 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
 - 三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
 - 3 第一項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から行うことができる。
 - 4 第一項の規定にかかわらず、区長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第二項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第一項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条の三、第十五条の九、第十六条、第十九条、第十九条の五及び第二十四条の五の規定は、令和五年度分の保険料のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度分の保険料のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十九条の五の規定は、出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第三十二条の十の二各号のいずれかに該当する場合には、出産の日）が令和五年十一月一日以後の出産被保険者（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。）について適用する。

(施行前の準備)

4 改正後の条例第二十四条の五第一項の規定による届出は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和五年政令第二百四十三号）の施行に

よる国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の減額措置を導入するほか、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い条項番号を変更するため、本案を提出いたします。